

## (I10) 土木学会公益増進事業規程

平成21年3月19日	制 定
平成21年7月17日	一部改正
平成23年4月22日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年7月27日	〃

### (総則)

**第1条** この規程は、土木学会会計規則第3条(3)、(8)に定める土木学会公益増進事業（以下「本事業」という。）に適用する。

### (目的)

**第2条** 本事業は、公益法人としてさらに社会貢献を果たしていくために、多角的、重点的または緊急的に取り組むべき活動を支援することを目的とする。

### (事業)

**第3条** 第2条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる活動への助成及び細則第8条第1号で規定する公益目的事業を実施する。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、分野連携的調査研究
- (2) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、緊急災害調査、防災・減災技術の調査・開発及び防災・減災教育
- (3) 定款第4条第2号に規定する事業のうち、海外との研究交流・連携
- (4) 定款第4条第5号に規定する事業のうち、土木工学分野の人材育成
- (5) 定款第4条第9号に規定する事業のうち、土木に関する啓発・広報
- (6) 定款第4条第11号に規定する事業のうち、創立記念事業等を通じた社会貢献

### (助成金の原資)

**第4条** 本事業による助成は、別途「土木学会公益増進事業に係る資金に関する規則」で定める「公益増進資金」を原資として行う。

### (運営委員会)

**第5条** 本事業の運営のため、「土木学会公益増進事業運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の構成、運営、その他については、別途「土木学会公益増進事業運営委員会規則」（以下「委員会規則」という。）で定める。

### (助成金の交付)

**第6条** 本事業による助成金の交付は、委員会規則に基づいて実施する。

### (検証・評価)

**第7条** 本事業による実績については、委員会規則に定めるところにより助成金の交付を受けた者から提出される活動成果の報告により、検証・評価するものとする。

### (支部における事業)

**第8条** 支部は、本事業の一環として、別途必要な規程類を理事会の承認を得て制定し、地域における活動を支援する事業を自ら展開することができる。

### (規程の変更)

**第9条** この規程の変更は、理事会において行う。

**附則**（平成21年3月19日 理事会議決） この規程は、平成21年3月19日から施行する。

**附則**（平成21年7月17日 理事会議決） この変更規程は、平成21年7月17日から施行する。

附則（平成23年4月22日 理事会議決） この変更規程は、平成23年4月22日から施行する。  
附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。  
附則（平成24年7月27日 理事会議決） この変更規程は、平成24年7月27日から施行する。